

広島市告示第254号
令和8年4月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社大堀学園	でいさーびす・ちゅーりっ ぶ	広島市西区楠木町三丁目1 3番36号	令和8年3月31日	地域密着型通所介護